

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国際原子力機関（IAEA）分担金	種別	分担金	30年度 予算額	4,217,220千円	総合評価	A
拠出先 国際機関名	国際原子力機関（IAEA）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEAは、1953年12月8日の第8回国連総会において、米国のアイゼンハワー大統領によってその設立が提唱され、国連総会における協議を経て作成された国際原子力機関憲章が1957年7月29日に発効したことにより、同日付で発足した（2018年4月末現在の加盟国170か国）。 IAEAの目的は、「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力する」こと、及びIAEAが関与する「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保する」ことの2つである。（国際原子力機関憲章第2条）。すなわち、IAEAは、原子力の平和的利用を積極的に促進する機関であると同時に、原子力の利用が平和的目的から軍事的目的に転用されないことを確保するための機関でもある。 <p>（2）拠出の概要及び成果目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件分担金は、経常予算及び資本投資に使用され、経常予算は①原子力発電、燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及び核セキュリティ、④原子力検認（保障措置）、⑤政策、マネジメント及び官房、並びに⑥開発のための技術協力マネジメントに、資本投資は①保障措置インフラ及び②事務局インフラに使用される。また本件分担金の成果目標は、包括的保障措置協定（CSA）及び追加議定書（AP）締結国の増加並びに、締結及びIAEAの保障措置（現地査察など原子力活動の検証）活動の結果、全ての核物質が平和活動下にあるとの結論を得る国が増加すること。また、核セキュリティ、原子力安全の向上及び原子力応用技術の促進。 						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> IAEAは、事業計画及び予算を準備するための戦略的方向性及びロードマップとして、IAEA加盟国との協議を通じて、「中期戦略」を作成している。2018年-2023年中期戦略では、①原子力発電その他の原子力技術へのアクセスの促進、②原子力科学、技術、応用の促進及び開発の強化、③原子力安全及び核セキュリティの向上、④効果的な技術協力の提供、⑤IAEA保障措置の実効性及び効率的な実施、⑥効果的、効率的、革新的な組織運営や健全な計画予算の立案が、戦略目標として掲げられた。これらの目標に向け、IAEAは、原子力発電、非発電分野（保健・医療、食糧・農業、水・環境分野等）、原子力安全の向上、核セキュリティ対策の強化、保障措置の実施において、IAEA加盟国への支援を行っている。 IAEAは、原子力分野の国際基準の策定・議論において中心的役割を果たしてきている。核不拡散におけるIAEAの役割の重要性は、累次のNPT運用検討会議最終文書やG7成果文書でも言及されており、2018年4月のカナダにおけるG7外相会合におけるG7外相会合共同コミュニケにもその旨記載されている。保障措置の実施のための法的基盤である保障措置協定や同追加議定書は、IAEA作成文書をモデルとして締結されている。 特に最近では、米国がイランの核合意からの離脱を発表する中、IAEAは引き続きイラン核合意の履行検証・監視の任務を全うしている。また、北朝鮮核問題に関し、2017年8月に事務局内に北朝鮮チームを設立し、北朝鮮における査察の再開に向け、情報分析や査察官トレーニングの強化を行っている。2018年4月の南北首脳会談や6月の米朝首脳会談など、北朝鮮の非核化を巡る状況が変化する中で、北朝鮮の核計画の検証を担う国際機関としてその重要性・貢献度は一層増加している。 核セキュリティ分野において、IAEAは、核物質防護に関する勧告や指針を发出してきており、核物質及び原子力施設の防護に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225）は、原子力供給国グループ（NSG）のガイドラインや二国間原子力協定において引用されるとともに、改正核物質防護条約においても、これらの勧告や指針の存在が認識されている。また、2017年9月、核セキュリティをめぐる様々な国際的進展を踏まえ、IAEA理事会にて、向こう4年間の活動戦略を定めた核セキュリティ計画（2018-2021）が承認され、国際的な枠組みの強化や国際協力の調整におけるIAEAの中心的役割が明確に示された。 原子力安全については、原子力安全条約を始めとする多数国間条約の形成を主導し、条約発効後はその事務局として指定されている。IAEAは国際的な安全基準・指針の作成及び普及に貢献しており、IAEA安全基準は、各国の活動や判断によって、それぞれの国内法に反映されており、原子力安全を確保する上での重要な基準となっている。IAEAは、2017年に、IAEA安全基準に準拠した各加盟国へのレビューミッションを56回実施している。 SDGs達成に向けた取組としては、IAEAは、SDGs1～17のうち、目標2（飢餓）、3（保健）、6（水・衛生）、7（エネルギー）、9（インフラ、産業化、イノベーション）、13（気候変動）、14（海洋資源）、15（陸上資源）を原子力科学技術を用いて貢献し得る分野として特定し、これに基づいて国別、地域別の中長期的開発戦略の設定を進めている。例えば、保健分野においては、途上国におけるがん対策として診断から治療までの幅広い放射線医療の技術移転や原子力科学技術を用いたエボラ出血熱、ジカ熱等の感染症対策を行っている。環境分野においては、同位体分析技術を用いた土壌・水資源の有効活用など、原子力科学技術が優位性を発揮する分野に重点を置き、支援を行っ 						

ている。また、これら原子力技術の活用に必要な不可欠である規制枠組みの構築支援や安全基準の設定も同様に推進し、途上国の安全な原子力技術へのアクセスに大きく貢献している。なお、我が国を含む IAEA 加盟国が拠出する技術協力基金 (TCF) は、このようなプロジェクトの主要な財源であり、IAEA の SDGs への貢献を後押ししている。

- ・ IAEA は、原子力の平和的利用を推進して開発に取り組む唯一の国際機関であるが、以下のとおり、分野毎に必要な専門機関との連携を強化してきている。
- 世界保健機関 (WHO) や国際がん研究機関 (IARC) : 包括的な癌対策の体制構築 (2015-2020 年, 対象国: エルサルバドル, フィジー, ミャンマー, カザフスタン, ヨルダン, ケニア, エチオピア)
- 国連食糧農業機関 (FAO) : 1964 年以来共同プログラムを継続, 現在は IAEA 原子力科学・応用局内に FAO との共同部 (Joint Division) があり, 食糧・農業分野における様々な活動で連携 (e.g. 不妊蚊放飼技術 (SIT), 食品安全, 土壌管理, 感染症対策等) の発展 (感染症対策, 農作物の被害)
- 国連開発援助枠組み (UNDAF) : IAEA と加盟国の間で策定される技術協力国別プログラム枠組み (CPF) は, UNDAF と連携し国連の開発目標と合致したプログラム形成を実施している。
- 国連開発計画 (UNDP) : ヌビア砂岩帯水層系プロジェクトにより, 越境汚水問題の解決に貢献。
- 国際連合環境計画 (UNEP) : 2014 年 11 月に取決め (Practical Arrangement) を締結。気候変動やエコシステム管理などについて協力。
- 砂漠化対処条約 (UNCCD) : 2013 年 4 月に取決め (Practical Arrangement) を締結。砂漠化や土壌汚染に関するトレーニングやキャパシティビルディングに貢献。
- 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) : 2016 年 11 月に取決め (Practical Arrangement) を締結。情報教養に関するキャパシティビルディングやトレーニングの需要に関する情報共有など。
- アメリカ海洋大気庁 : 2010 年 11 月に取決めを締結。有害藻類ブルームに対する技術的な支援等を行っている。
- ・天野 IAEA 事務局長との会談を始めとする様々な機会に、日本の立場を伝えてきている。
- ・日本から河野外務大臣も出席した 2020 年 NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会 (2018 年 4 ~ 5 月) において、原子力エネルギー利用における原子力安全確保の重要性と IAEA の中心的役割を強く訴えた結果、議長サマリーにおいて、IAEA による取組を求める趣旨の文言が盛り込まれた。
- ・2017 年 9 月の IAEA 総会において、日本は、IAEA のより効果的・効率的な技術協力活動実施に向け、IAEA による各国の開発協力機関を含めた組織とのパートナーシップの更なる構築・強化を求め、各国からの幅広い支持を得て、その旨がコンセンサスで IAEA 総会決議に反映された。

2 組織・財政マネジメント

- ・外部監査 対象年度: 2017 年 (暦年), 実施主体: 外部監査官 (IAEA の財務規則に従って総会によって任命され, 現在の任期は 2 年。現在はインドネシア会計検査院長。), 報告・提出月: 2018 年 3 月, 結果及び対応: 特段の指摘事項なし
- ・内部監査 対象年度: 2017 年 (暦年), 報告・提出月: 2018 年 3 月, 結果及び対応: IAEA の特定の事業活動の一部 (2017 年は、がん治療行動計画 (PACT), 平和的利用イニシアティブ拠出金 (PUI) 等が対象) を選定し, 予算策定・執行の健全性, 成果重視マネジメントの徹底の状況などにつき監査を実施。改善のための勧告が一部示された。今後の事務局の活動に反映されていく。
- ・財政状況の報告 報告・提出月: 2018 年 3 月 (2017 年度)
- ・例年, 翌予算サイクル (2 か年) 予算に関して加盟国と IAEA 事務局の間で審議がなされ, コスト削減・合理化に向けた努力が行われている。例年, 加盟国の要請を踏まえた数度にわたる減額修正を経て, 各国が重視するプログラムが異なる中でもバランスの取れた予算策定が行われている。2019 年予算に関しては, 2018 年 1 月当初, IAEA 事務局は 2018 年比 3.5% 増を提示したものの, その後 IAEA 事務局と加盟国との協議の結果, 更なる事務効率化や厳しい優先順位付けをすることで改訂を重ね, 最終的に, 6 月, 2018 年比 1.2% 増の予算が理事会で承認された。
- ・効率化の観点からは, 通常予算の約 40% を占める保障措置 (注: 原子力が平和的利用から軍事的目的に転用されないことを確保することを目的とする IAEA による検認制度) に関し, 保障措置下にある核物質の転用及び未申告の核物質及び原子力活動が存在しないという結論が出た国に対して査察回数等を削減する統合保障措置を適用するなど, 従来より効率的に保障措置が行われており, 2017 年は 65 か国に統合保障措置が行われた (2016 年は 57 か国)。イラン核合意の履行の検証や北朝鮮の核問題, SDGs 達成に向けた技術協力等, グローバル課題への取組において, IAEA の役割, これに対する加盟国のニーズが益々増大している。その一方で, 加盟国の厳しい財政状況の中で主要な活動を維持・強化していくため, 我が国を含む主要加盟国は, IAEA に対し事業の優先順位設定と経費削減を厳格に求めてきており, 上述のとおり, 2019 年予算プロセスにおいては事務局も真摯にかかる課題に取り組んでいる。特に SDGs 関連等開発課題への対処においては, 他の国際機関や民間セクターとの連携を深める努力を通じリソースの拡大

	<p>や業務の合理化に努めている。2017年9月及び10月、ウィーン郊外のIAEAサイバースドルフ原子力応用研究所の改修計画に関連して、日本を含む民間企業2社と大口の機材供与協力が合意され、加盟国政府の財政負担の軽減の観点から成果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA事務局から提示される予算案に対して、日本は、理事会や委員会の場において、一層のコスト削減、部局間の連携強化による重複・無駄の削減に向けた取組を求めている。
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な原子力活動を有する日本では、IAEAによる原子力関連事業に対する広いニーズが存在する。IAEAが行っている事業は日本全体の原子力政策にとって必要不可欠であり、日本が国際約束（NPT、IAEA憲章）に従って果たすべき義務の履行を確保するために必要な手段である。日本は、核不拡散を確保しつつ、原子力の平和的利用を推進してきており、「3つのS」（保障措置、核セキュリティ、原子力安全）の重要性を打ち出し、国際社会の共通認識とするための外交努力を続けている。また、福島第一原発事故の経験を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献することは我が国の責務であるとの観点から、IAEAとの協力を進めている。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、2018年2月、河野外務大臣が天野IAEA事務局長と会談した際に「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」の署名式を実施し、IAEAとの核セキュリティ分野における協力強化を確認した。こうした我が国の外交政策を進めるに当たっては、保障措置、核セキュリティ及び原子力安全に関する国際基準の策定・議論において中心的役割を果たすIAEAとの協力が必要不可欠である。 IAEAはイラン核合意の履行・検証、北朝鮮の核問題等、我が国が重視する地域の安全保障・不拡散問題に実質的に対処できる数少ない国際機関である。特に、核不拡散問題において、IAEAはイランの核合意の履行を検証・監視しており、日本も核合意の履行継続を支持している。2017年9月、IAEA主催の下、イランの原子力関係者を日本に招き、日本の知見を活用した保障措置実施に関するトレーニングを実施し、イランの核合意の履行を具体的に支援している。また、北朝鮮の核問題に関し、我が国は北朝鮮が全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で廃棄することを求めており、その過程でIAEAが有する検証に関する知見・経験を活用することが必要である。 近年、天野事務局長が掲げる「平和と開発のための原子力」の下、IAEAはグローバル課題、特に環境対策や途上国の経済・社会的発展のための原子力技術の応用を重視しており、これは気候変動対策、アフリカ開発問題を含む持続的開発目標（SDGs）を重視する我が国外交政策とも合致するため、協力を更に増進する必要性が高い。 IAEAは国連関連機関で唯一日本人（天野之弥事務局長）が長を務める機関であり、様々な分野において日本との緊密な連携がなされている。特に我が国の安全保障にとって直接の脅威となっている北朝鮮核問題に関し、天野事務局長は極めて高い優先度を置き、2017年8月以降、北朝鮮での活動再開に向けた様々な準備を強化しており、我が国としてこの動きを強く支持している。最近では、天野事務局長は2017年10月、2018年2月、4月及び7月に河野外務大臣と会談し、北朝鮮の非核化についての認識が共有されている。 IAEAは北朝鮮の核問題に関する詳細な年次報告等を発出し、北朝鮮の核開発の現状を国際社会に発信し続けている（直近の事務局長報告は2017年8月に発出）。2017年9月のIAEA総会では、日本等が中心となり、北朝鮮による6回の核実験を最も強い言葉で非難するとともに、北朝鮮の核兵器保有に対する国際社会の断固とした反対を改めて表明し、北朝鮮に対し、核戦力増強政策を放棄するよう強く要求することなどを内容とする北朝鮮の核問題に関する決議を提案し、同決議はコンセンサスで採択された。北朝鮮の核・ミサイル問題は、日本を含む国際社会全体にとって新たな段階の脅威であり、日本は、IAEAが北朝鮮の核問題に対して、引き続き深く関与することを支持している。 我が国は主要な原子力利用国であり、加盟国170か国中35か国から構成される理事会において、IAEA設立以来一貫して理事国を務めており、IAEAの政策立案及び活動実施面で積極的に関与してきている。また、理事国として、予算の策定、事務局長の任命といった重要事項で日本の意向を反映できる地位にあり、事務局長は我が国の天野之弥氏が務めている。さらに、2018年11月にウィーンで開催される「原子力科学技術閣僚会議」では、我が国が共同議長を務める予定となっており、2018年1月より開始したその準備プロセス（成果文書取りまとめ等）においても日本はコスタリカと共に、共同議長としてプレゼンスを発揮する立場にある。 日本は、国際的な核不拡散体制を強化するため、IAEA追加議定書（AP）の普遍化を重視している。その一貫として、日本は、IAEAに拠出した核不拡散基金を活用し、IAEAと、AP促進セミナー（2017年はスーダン、エチオピア等で実施）を実施している。また、アジア地域を中心に、日本が対象国との共同により、AP促進セミナーを開催（2017年はタイ及びラオスで実施）することで、AP普遍化の取組を進めている。また、日本は、イランの核合意の継続的な遵守を重視しており、同核合意の維持のため関係国・関係機関と協力している。その一貫としてIAEAを通じて、原子力安全及び保障措置の分野における核合意の履行支援を行ってきており、2017年9月には、イラン原子力庁職員等に対するIAEA主催の保障措置トレーニングを国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）が協力して、日本国内で実施した。このような点で、IAEAが行っている活動は、日本の二国間支援とも連携・整合性がとれていると言える。各国の原子力活動が平和的利用にあることの検証は、中立的かつ専門的な国際機関であるIAEAが行っており、

日本として国際的な核不拡散体制強化を図っていく上で IAEA との協力が不可欠。

・天野 IAEA 事務局長は、定期的に訪日し（2017 年 10 月、2018 年 4 月）、安倍内閣総理大臣への表敬や河野外務大臣との意見交換を行っており、北朝鮮の核問題やイランの核合意、原子力の平和的利用、核セキュリティの強化等に関する IAEA の取組について意見交換を行うとともに、日本と IAEA の緊密な連携を確認してきている。また、我が国閣僚レベルでは、河野外務大臣（2018 年 2 月）、松山内閣府科学技術政策担当大臣（2017 年 9 月）が IAEA を訪問し、天野事務局長との会談等を実施している。さらに、日 IAEA 保障措置協定に基づき、IAEA との間で 1 年に 1 回、合同委員会を開催し（直近は 2018 年 3 月、ウィーン）、日本における保障措置実施に関して協議を行っている。

・ IAEA の技術協力活動の推進については、開発協力プレーヤーとの関係強化のため JICA がパネリストとして招待された 2017 年 5 月の技術協力（TC）国際会議後も検討が続いており、2018 年 1 月には、IAEA 幹部が訪日し、IAEA 技術協力活動に係る外務省との協議に加え、JICA や日本国内の大学・研究機関と懇談し、IAEA との協力の可能性について協議するなど、IAEA は積極的に日本の組織との連携も追求している。

・ IAEA は、原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化を通じて、日本のエネルギーの安定供給及び安全保障の確保に貢献している。昨今の日本を取り巻く安全保障情勢に鑑みても、IAEA の活動は日本国民、企業、NGO にとってもメリットがある。特に、IAEA は、福島第一原発事故後の対応や、核セキュリティ・原子力安全に関する各種指針の作成において中心的な役割を果たしており、日本の原子力関連省庁、地方公共団体、研究機関・企業から多数の関係者が IAEA の活動に参加するなど、IAEA の活動には我が国の幅広い層が関わっている。また、近年、原子力関連分野で優れた技術を持つ日本の研究機関や企業と IAEA とのパートナーシップ構築が進むとともに、日本企業の調達への参画についても IAEA は高い関心を有しており、2018 年 2 月に、在ウィーン国際機関日本政府代表部と日本貿易振興機構（JETRO）ウィーン事務所が共催した国際機関調達ビジネスセミナーにも参加し、出席した欧州各国の日本企業約 50 社に対して、IAEA の調達活動及びその参画方法について紹介した。

・天野 IAEA 事務局長との会談を始めとする様々な機会に、日本の立場を伝えてきている。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017 年 12 月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017 年 12 月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	170	1,360	38	3	2.8%	39	3

その他特記事項：

- ・ IAEA は日本人がトップを務める唯一の国連関連機関であり、2009 年以来、天野之弥氏が事務局長を務めている（任期は 2021 年 11 月まで）。
- ・ その他、幹部職員として、事務局長特別補佐官及び保障措置局分析サービス部長として日本人が在籍（前者については、2018 年 3 月、D2 へ昇格）。
- ・ 2018 年 2 月時点での IAEA の日本人職員（専門職以上）は 40 名（2017 年 12 月比 2 名増）であり、その内、IAEA における意思決定に関与する幹部クラス（D レベル以上）は、2018 年 2 月時点において、3 名（2017 年 12 月比増減なし）であった。
- ・ 2018 年 2 月以降、日本人職員（専門職以上）が更に 3 名増加し 43 名になった。その内 1 名は、2018 年 2 月に前 UNIDO 日本人 JPO の IAEA での正規職員としての新規採用が実現したものである。
- ・ また、別の 1 名は、日本の拠出金を用いたプロジェクトを実施するための日本人職員の新規採用が実現したものである。
- ・ 分担率は 9.47% であり、これは国連の分担率及び当該国への保障措置活動の程度等に基づき決定される。分担率に比して邦人職員の比率は低いものの、事務局長が日本人であり、日本の考え方を直接伝達し、政策決定に影響を与えることが可能。
- ・ 上述の専門職職員に加え、民間企業からの出向等の形で日本人コンサルタントが在籍しており、2016 年末の 1 名から 2017 年末には 5 名へ増加。また、G スタッフ（一般職）として 8 名の日本人職員が在籍。
- ・ 加えて、大学院生を中心に日本人インターンも積極的に受け入れ（2017 年末時点での在籍数は 5 名）。
- ・ 2018 年 5 月に京都大学大学院及び大阪大学大学院において国際機関就職説明会を実施し、IAEA の取組に関する認識を高めると共に、潜在的なインターン・職員増加に取り組んでいる。

5 PDCA サイクルの 確保等	PLAN	IAEA 理事会で二か年予算案を策定。総会にて予算案の承認。
	DO	我が国の分担金支払い。IAEA による予算執行。在ウィーン国際機関日本政府代表部による IAEA の運営活動のモニタリング。
	CHECK	内部・外部監査報告書による運営活動の成果を評価。
	ACT	計画予算委員会及び理事会、総会、不定期の協議等を通じて運営に関する要改善事項を申し入れた。
		・日本からの分担金は、用途が特定されておらず、一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。
担当課室名	不拡散・科学原子力課	